

あなたを待っている
命があります。

子どもの命を
つなげてください

子どもの命をあなた達の愛でつなげてください。
みんなが幸せになれる「赤ちゃん縁組」制度があります。

児童相談所相談専用ダイヤル
0120-189-783

児童相談所では、子育てに関する相談など幅広く対応しています。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

赤ちゃんの子育てを望まれるあなたへ

子どもを守るための制度です。

赤ちゃん縁組 とは

特別養子縁組を前提として
新生児を病院から直接
里親宅へ委託し、新生児により早く
家庭的な養育環境をつくる
里親制度のひとつです。

特別養子縁組 とは

何らかの理由で生みの親が
育てられない子どものために、
生みの親との法的な親子関係を
解消し、養親(育ての親)との新たな
親子関係を始める制度です。

里親制度 とは

里親制度とは、何らかの事情により
家庭での養育が困難又は
受けられなくなった子ども等に、
温かい愛情と正しい理解を
持った家庭環境の下での養育を
提供する制度です。

特別養子縁組の成立要件

「特別養子縁組」の成立には、
以下のような要件を満たす必要があります。

実親の 同意

① 養子となるお子さんの**父母(実父母)**の同意がなければなりません。ただし、実父母がその意思を表示できない場合又は、実父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となるお子さんの利益を著しく害する事由がある場合は、実父母の同意が不要となる場合があります。

養親の 年齢

② 養親となるには**配偶者のいる方(夫婦)**でなければならず、夫婦共同で縁組をすることになります。また、**養親となる方は25歳以上**でなければなりません。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳以上である場合、もう一方は20歳以上であれば養親となることができます。

養子の 年齢

③ **養子になるお子さんの年齢は、養親となる方が家庭裁判所に審判を請求するときに15歳未満である必要があります。**ただし、お子さんが15歳に達する前から養親となる方に監護されていた場合には、お子さんが18歳に達する前までは、審判を請求することができます。

半年間 の監護

④ 縁組成立のためには、**養親となる方が養子となるお子さんを6カ月以上監護していることが必要**です。そのため、縁組成立前にお子さんと一定の期間を一緒に暮らしていただき、その監護状況等を考慮して、家庭裁判所が特別養子縁組の成立を決定することになります。

◆「特別養子縁組」が成立すると、**お子さんと実父母との法的な親族関係が終了し、お子さんと養親との間で実親子と同様の親族関係が生じます。**

赤ちゃん縁組の流れ

相談受理

委託里親選考

入院

里親の育児トレーニング等

出産

退院(里親委託)

特別養子縁組申立

関心を持たれた方は、お近くの児童相談所へ。

児童相談所相談専用ダイヤル

0120-189-783

児童相談所では、子育てに関する相談など幅広く対応しています。連絡者や連絡内容に関する**秘密は守られます。**

相談所名	電話番号	管轄地域
福岡児童相談所	092-586-0023	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市、糟屋郡(新宮町を除く)
久留米児童相談所	0942-32-4458	久留米市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潁郡、八女郡
田川児童相談所	0947-42-0499	直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、鞍手郡小竹町、嘉穂郡、田川郡
大牟田児童相談所	0944-54-2344	大牟田市、柳川市、みやま市
宗像児童相談所	0940-37-3255	中間市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、糟屋郡新宮町、遠賀郡、鞍手郡鞍手町
京築児童相談所	0979-84-0407	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
福岡市子ども総合相談センター	092-833-3000	福岡市
北九州市子ども総合センター	093-881-4556	北九州市